資料９

予約受付（専用使用）の方法

(1) 基本的な考え方

・ 予約受付に当たっては、利用者の便宜を特に考慮し、来館、電話、郵送、FAX、インターネット等通常想定される受付方法及び受付時間の仕組みを設定すること。
・ 施設の空き状況の確認から予約の完了、当日の利用までが、利用者にとって分かり易く、利用しやすいようにすること。特に高齢者等でもアクセスしやすいよう、予約受付の方法を柔軟に設定すること。
・ 一般専用利用（団体等への施設の貸出し）は、大会・イベント等及び自由提案事業の日程が確定し、さらに使用に供する予定がないことが明確になった場合に、予約を受け付けることとする。
・ ⑤については、鳥取市民及び鳥取市に勤務する個人、鳥取に事業所を置く法人については、一定の優先枠を設けるようにすることとする。優先枠の範囲については、事業者の提案による。

(2) 予約受付の方法

区分	予約の要否	予約開始時期	受付方法
①要求水準上の大会・イベント等のうち要件を満たすもの（市が指定） アリーナ全面利用及び付随して利用する施設設備の予約に限る	必要	利用日の前々年度の４月１日より開始	原則、電話及び窓口での申請とし、先着順とする。 ※予約のキャンセルは１か月前までとし、以後のキャンセルについては、キャンセル料として利用料の100％を利用者が負担すること。
②要求水準上の大会・イベント等のうち要件を満たすもの以外（市が指定） アリーナ全面利用及び付随して利用する施設設備の予約に限る	必要	利用日の前年度の４月１日より開始	原則、電話及び窓口での申請とし、先着順とする。 ※予約のキャンセルは１か月前までとし、以後のキャンセルについては、キャンセル料として利用料の100％を利用者が負担すること。

③自由提案事業	必要	利用日の前々年度の 12 月 1 日より開始	事業者の提案による。
④要求水準上のスポーツ教室等	利用者の参加予約は不要とすること	※利用日の前年度の 10 月 1 日に実施時期確定	事業者の提案による
⑤一般専用利用（要求水準上の大会・イベント等以外の大会・イベント等を含む）	必要	⑤－１（年間利用調整：アリーナ全面利用及び付随して利用する施設設備の予約に限る）利用日の前年度の 12 月 1 日より予約受付開始 ⑤－２（月間利用調整）利用月の 2 か月前の 1 日 0:00 から第 2 火曜日まで受付を行う。各週 1 回までとする。 ⑤－３　事前予約抽選後の空きについては、随時受付。	⑤－１予約について毎年 2 月に年間調整会を実施する。 ※予約のキャンセルは 1 か月前までとする。以後のキャンセルについては、キャンセル料として利用料の 100%を利用者が負担すること。 ⑤－２毎月第２水曜日に抽選を行う。午前・午後の利用を午前中に抽選、夜間の利用については、夜間（１９時頃を想定）に抽選を行う。 ※予約のキャンセルは 5 日前までとする。以後のキャンセルについては、キャンセル料として 100%を利用者が負担すること。 ⑤－３随時窓口等で先着順受付。（電話も可能） ※予約のキャンセルは 5 日前までとする。以後のキャンセルについては、キャンセル料として 100%を利用者が負担すること。

※①の要件は以下のいずれかを満たすこととする。要件 A　＞ 要件 B ＞ 要件 C の順に優先度をつける。但し、市が公益性等を勘案し要件を変更する可能性がある。

要件Ａ　全国大会、中国大会
要件Ｂ　鳥取市の主催する大会及びイベント等
要件Ｃ　鳥取県中学校体育連盟及び鳥取県高等学校体育連盟の開催する各競技大会